

令和 7年度特別養護老人ホームアザリアホーム事業計画書

1 運営方針

介護保険法に基づく介護老人福祉施設事業、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービス事業を実施する。

2 実施計画

介護保険法に基づき特別養護老人ホームアザリアホームは、介護老人福祉施設アザリアホーム運営規程とアザリアホーム短期入所生活介護サービス運営規程により、福祉向上に努めるものとする。

3 基本理念

介護保険制度下において可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指し、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供し、地域や家庭との結びつきを重視した運営に努めるものとする。また、介護保険制度下において、施設サービス計画に基づき、利用者の個々のニーズに合わせた適切なサービスを基本とし身体的、精神的に安定した日常生活が送れるよう援助し、居室のユニット化により利用者のニーズや特質を把握し、個々の処遇の統一化を図り、利用者主体のサービス提供を目指すものとする。更に、理学療法士、作業療法士による機能訓練等により残存機能の維持、向上に努める。

4 基本方針

- ① 利用者については、身体拘束については禁止を大前提とした中、緊急止むを得ず実施せざるを得ない際は、代替対策等の十分な検討を実施、その結果を記録、日々の状態観察を徹底、及び会議の充実化を図り、実施者ゼロに向けた取り組みに努め、併せて事故の発生、事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合には、即時その発生原因の分析を行い、再発防止を図り、より安心且つ安全な生活が継続できるよう努める。また、認知症利用者については、人権の尊重を再認識し個々の問題行動を的確に把握し安心した集団生活が送れるよう努める。更に、引き続き5類に変更された新型コロナウイルス感染症や、インフルエンザなどの感染症については、入所者の健康、安全を最優先に捉え、引き続き感染症の持ち込み、蔓延防止に努める。
- ② 経営については、個々の職員が介護保険制度の理解及び、経営状況を念頭に置くことを基本とし、一つ一つの消耗品について無駄の軽減、解消意識を持った中で就業し、改善可能と思われる事柄については積極的に改善点の提案、改善ができるよう努める。
特に今年度においては、入所については、入所待機者数が減少している折、FAX記載内容を見直し、その時々に応じた最新情報を医療機関、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所等へ提供して申請者数の増加に努めることを基本とし、介護技術の向上及び利用者個々の状態把握の徹底による床ずれ防止、誤嚥性肺炎、骨折などを起因とした入院者数の減少に努める。また、特例入所者(要介護1、要介護2)についても積極的な受け入れを行い入所申請者数の増加に努める。
- ③、職員については、新型コロナウイルスが5類に移行されて以降、交通機関や外出先においてマスク着用者数が減少している折、感染症を持ち込み蔓延させてしまえば入所者の命に危険を及ぼしかねないことを再認識し、就業前はもちろん平素の生活上においても引き続き手洗い、うがい、消毒を徹底し感染症予防対策に努める。また、発熱がなくても頭痛、

咽頭通、咳などの疑わしい症状がある際は、「大丈夫だろう」と自己判断で出社することなく、出勤前に早期連絡し勤務について指示を受ける体制を徹底し、感染症の持ち込み防止に努める。

- ④ 防災については、地域、関係各機関等との非常事態の際ににおける協力体制の構築に努める。また、定期的な火災、地震発生時における訓練の充実を図ることを基本とし、土砂災害、風水害、武力攻撃事態等の際ににおける対応についても体制を整備し、より安全な施設運営が行えるよう努める。更に引き続き業務持続計画(BCP)については、職員個々に体制、対応の周知徹底を図り、非常事態の際においても業務が止まることなく年間を通して安定して継続できるよう努める。
- ⑤ 短期入所生活介護については、地域の居宅介護支援事業所、包括支援センター等に積極的に空き情報を提供することは基より、近隣市の介護老人保健施設、居宅介護支援事業所等についても積極的に空き情報を提供し利用者数の増加に努める。また、施設担当者との情報共有を密に図り、特例入所希望者における入所決定までの利用、入所申請から入所までの期間における一時的な利用等を積極的に調整し利用者数の増加に努める。

5. 基本指針

- 一、身体拘束について、「禁止」ということを再認識し、代替策がなく緊急やむを得ず行わなければならぬ際は実施中の経過記録、解除に向けた検討の徹底を図り、身体拘束ゼロに努め、より介護保険制度に沿った事業所運営が行えるよう努める。
- 二、利用者同士における安全な対面距離の保時、職員個々の手洗い、消毒等感染症対策の徹底することを基本とし、天候や気候に応じた定期的な施設内の換気、使用機器の消毒等環境上の衛生管理についてもより徹底し感染症の蔓延防に努める。
- 三、電動ベッド、クリップセンサー、センサーマット等、それぞれの機器の有効性を再認識することを基本とし、利用者個々の状態把握を徹底しより適切且つ効果的な活用を図り、事故の未然防止に努める。
- 四、入所者家族からの連絡の際や面会時等の際は、積極的に生活状況の説明、近況報告等を行い、より安心して利用いただける体制作りに努める。
- 五、状態変化や病院から退院される入所者においては早期状態把握を徹底、適切な時期に介護保険区分変更申請を検討し、より適切に制度が活用できるよう努める。

6 年度目標

- 一、EPA介護福祉士候補者、介護技能実習生等における記録の書き方、話の理解、言葉の使い方等について親切丁寧に指導し個々の資質向上に努める。
- 二、雇用形態、勤務年数、役職等を問わず、職員個々が誰とでも気兼ねなく話せる職員関係作りに努める。
- 三、各種記録時の誤字、脱字、ご記載、記載漏れを解消し、情報開示時、報告等の際により適切且つスムーズな説明が行えるよう努める。

7 計画

① クラブ活動

クラブ名	実施日	実施内容
貼り絵クラブ	毎週火曜日	季節感のある作品作りをする

スポーツクラブ	毎週金曜日	体を動かすことによる気分転換及び他者との交流を図る。
リハビリクラブ	毎週水曜日・土曜日	個々の状態に応じた機能訓練を行い筋力の低下防止を図る。

② 行 事

新型コロナウイルス感染症の影響にて外出行事の実施が困難なため、施設内において実施可能なクラブやレクリエーションの充実、回数の増加を図り、入所者のストレス軽減、楽しみのある生活環境づくりを行うことを基本とし、近隣地域や施設内の感染状況を考慮しながら臨機応変に可能な外出行事やボランティアの受入れ等を調整し、充実した生活が維持できるよう努める。

年 間 行 事 予 定

施設行事	新型コロナウイルス感染症の終息状況により調整	
	施 設 内	外 出
4月	・押し花作り・花見(屋上)	
5月	・菖蒲湯 ・端午の節句	
6月	・梅ジュース作り	
7月	・外気浴(屋上・ベランダ)	
8月	・スイカ割り ・ かき氷の会	
9月	・ビデオ鑑賞会	感染症の状況により調整
10月	・外気浴(屋上・ベランダ)	
11月	・外気浴(屋上・ベランダ)	
12月	・柚湯 ・ クリスマス	
1月	・まとい見物 ・どんど焼き ・書初め	
2月	・節分	
3月	・ひな祭り	
月 例	・誕生会 ・散髪、PT、OT	

③ 給 食

新メニューの提案や季節を感じるバラエティに富んだ温かく、安心且つ安全な食べやすい食事を提供できるように努めることを基本とし、昨年度に引き続き食料品の価格高騰に対し、幅広い業者を対象にしより低コストで納品できるよう努める。

特に今年度については、食材ロスが生じないよう計算、計量を行うことを基本とし、おいしい料理の提供を維持するために調理工程の確認・改善、味付けの統一や見直しに取り組むと同時に、調理員により料理の質が異ならないように努め、食事全体を通して入所者に満足していただけるサービス提供に努める。また、当然のことながら二度と食中毒を起こさぬよう、食材の保存管理、調理温度管理に努めると同時に、衛生面についても手洗い、消毒の徹底に努める。更に、感染症対策については、職員個々が高齢者施設で働いていることを再認識し、平素より感染症対策、健康管理を徹底し施設内への持ち込み、蔓延防止に努める。

年 間 行 事 食 予 定

4月	春のちらし寿司	10月	ハロウィン(かぼちゃ料理)
5月	端午の節句・母の日食	11月	秋の炊き込みご飯
6月	父の日食	12月	冬至・クリスマス食 ・年越しそば
7月	七夕食・土用の丑の日食	1月	おせち料理 ・七草食・鏡開き (おしるこ)
8月	冷たいおやつ(アイスクリーム)	2月	節分ちらし寿司・バレンタイン
9月	防災食 ・敬老の日お祝い膳	3月	ひな祭り食・ホワイトデー
月 例	誕生会食・選択食・カレーの日・焼きそばの日・天ぷらの日		

④ 職員研修

	研修	内容
4月	事故防止（ひやりはっと）について	マニュアル・指針の再確認、現状想定される事故（ひやりはっと）の種類、今後の目標
5月	身体拘束について	マニュアル・指針の再確認、全面廃止に向けた課題の共通認識
6月	感染症対策訓練	適切な装着（ガウン・手袋・マスク等）、ゾーンの分け方等)
7月	虐待防止について	マニュアル・指針の再確認、今後の取り組みについて
	BCP教育、マニュアルの見直し（感染症）について	計画 内容の理解、今後の取り組みについて、改正点の検討
8月	事故防止（ひやりはっと）について	4～7月 発生状況の確認、防止・発生時対応の再確認
9月	身体拘束について	実体験（申し送り時車椅子抑制・昼食時車椅子テーブル使用）
	BCP教育、マニュアルの見直し（自然災害）について	計画内容の理解、今後の取り組みについて、改正点の検討
10月	感染症について	感染症予防・発生時の対応について（入所者・職員・面会者対応等）
	BCPシミュレーション（自然災害）	避難場所までの移動方法の確認、災害種類別に応じた避難方法の確認、備蓄品の確認等
11月	感染症対策訓練	感染者衣類の洗濯、感染者使用品の廃棄、館内消毒等について
	虐待防止について	職員間意識について
12月	事故防止（ひやりはっと）について	8～11月発生状況の確認、防止・発生時対応の再確認
1月	身体拘束について	現状の把握、身体拘束ゼロに向けた課題・努力目標の再確認
	床ずれ防止について	栄養管理、体位変換、個々に合わせた使用品の検討
2月	感染症について	感染症予防・発生時の対応について（入所者・職員・面会者対応等）
3月	BCPシミュレーション（感染症）	ゾーン分け、必要物品確認、役割分担等のシミュレーション
	虐待防止について	一斉点検実施

⑤ 環 境

施設内の美化・環境衛生を充実させ、利用者身辺の整理整頓等に注意する。また、昨年度
に引き続き、施設内の消毒、清掃と衛生管理体制を徹底しノロノイロヘルペスの流行、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の防止に努める。

⑥ 健康管理

入所者個々の既往・現病等を的確に把握し、嘱託医師と連携を図り疾病の予防に努めることを基本とし、日々における全身状態の観察を徹底し疾病の早期発見、早期対応に努める。また、職員の体調管理については、昨年度に引き続き手洗い、消毒、適切なマスク及びフェイスシールドの着用等を行うことはもちろん、同居家族も含めて風邪症状や微熱など変化が見られる際は出社前に連絡、相談ができる体制を徹底し感染症の持ち込み防止を図る。

特に今年度については、昨年度に引き続き床ずれ防止について入所者個々の栄養状態、

身体状況の把握を徹底することを基本とし、介護職員との情報共有及び予防、発生時対応における研修機会の充実を図り、安全且つ安心した生活が送れるよう努める。











